

緑の風 NEWS

JR東労組



JR東労組ホームページ

East Japan Railway Workers' Union 2024年9月20日 No.30

管理者が未加入者に対し注意喚起 組合と距離が近い



未加入者が組合員と話していたところ、後日に管理者から「組合と距離が近い」「組合と距離をとれ」「組合に気をつけろ」と注意を受けた等と複数の職場から報告が上がっています。たとえ、未加入者がJR 東労組に加入していなくても、JR 東労組の活動や加入の妨害となる管理者の行為は犯罪＝不当労働行為となります。

これまで不当労働行為と判決が出された行為には、「組合加入に対してのアドバイス」「不利益扱いの暗示」「下級の職制であっても、地位を利用した行為である場合は使用者の支配圏内の行為」「第三者を通じて行われた行為」などがあります。

不当労働行為

- 活動や加入の妨害
- 組合加入へのアドバイス
- 不利益扱いの暗示
- 下級職制の地位を利用した行為
- 第三者の行為

このような行為がないかCHECK!

管理者など



川崎統括センターでは、テンポラリースタッフに対し「安全研修」の名目で、過半数代表者選挙の話がされ、未加入に対し JR 東労組に対する誹謗中傷が行われました。過半数代表者選挙のために「組合と距離が近い」等といった未加入者に対する不当労働行為が行われているとすれば看過できません。JR 東労組は「今後の労使関係の基礎的条件」としての6項目に向き合ってきました。会社もこの6項目に向き合い遵守すべきです!

不当労働行為があった場合は直ちに報告を